

## ○島根県がん対策推進条例

平成18年9月29日  
島根県条例第48号

### (目的)

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、質の高いがん医療(科学的な知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。)の実現並びにがんの予防及び早期発見の推進を図るため、県民、がん患者及びその家族、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者、報道関係者、県議会、県、市町村等が一体となってがん対策を総合的に推進することを目的とする。

### (県の責務)

第2条 県は、国、市町村、県民、患者会等(がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体をいう。以下同じ。)、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者その他関係する機関及び団体と連携し、がん対策基本法(平成18年法律第98号)第12条第1項の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じたがん対策を実施するものとする。

### (県民の役割)

第3条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に注意を払い、必要に応じ、がん検診の受診に努めるものとする。

### (保健医療福祉関係者の役割)

第4条 保健医療福祉関係者は、質の高いがん医療及びがんに関する情報の提供に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第5条 事業者は、従業員に対しがんの予防、がん検診の受診等に関する啓発に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (がん医療の水準の向上)

第6条 県は、がん診療連携拠点病院(厚生労働省が定める指針に基づき厚生労働大臣が指定する病院をいう。以下同じ。)その他の医療機関等の間における連携協力体制を整備すること、医療機関におけるがん医療を提供する体制の強化を支援すること、がん患者に関わる多職種連携によるチーム医療の推進など医療機関に対してがん医療に関する情報

を提供することその他の県内におけるがん医療の水準の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(県民に対するがん医療に関する情報の提供)

第7条 県は、県民に対して県内のがん診療連携拠点病院のがん医療に関する機能その他のがん医療に関する情報の提供を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第8条 県は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、県民のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(小児がん対策の推進)

第9条 県は、医療機関その他の関係機関と連携して、小児がん患者及びその家族に対する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの推進)

第10条 県は、地域における緩和ケア(疾病による身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減を主たる目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下この条において同じ。)に関する関係機関及び関係団体の間における連携協力体制の整備の支援その他のがん患者に対する緩和ケアを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(患者会等の活動の支援)

第11条 県は、患者会等が行うがん患者の療養生活及びその家族の生活に対する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(就労の支援)

第12条 県は、がんになり患しても働き続けることができるよう、がん患者及び事業者に対する相談支援及び情報の提供の体制整備、県民の理解を深めるための普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解及び関心を深めるための施策)

第13条 県は、県民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、広報活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん教育の推進)

第14条 県は、市町村、教育関係者、保健医療福祉関係者、患者会等と連携し、児童、生徒等に対し、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに関する正しい知識及び病気とともに生きる人々に対する正しい理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。